特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名

特定非営利活動法人こころのビタミン研究所

事業年度

R5年4月1日~R6年3月31日

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動 促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

/ 1	収益の		-	777 June
111	1117777	אם האנו	411 77 Y	ныхш
1 1 7	HX 3mm U	/ (IR YK	$\pi u v$	1971 26111

	収	益	源	泉	の	内	訳	金 額
受取寄附金								15,314,703
賛助会員受取会	費				.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			 583,000
相談事業収益								196,722
正会員受取会費								67,000
受取利息					***************************************			 9,509
			·					
			,					
							,	
				***************************************	***************************************	***************************************		
						•		

	合					·	計	16,170,934

(2) 借入金の明細

1	借	入	先	金	: 額	1
		なし				円
						円
						円
		·				円
		. —				円
	合		計			Ħ

(3)	20) 4也
(0)		/ IIĽ

(0) (0)		
	なし	

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び支出の生じる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生じる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		4,000,000	寄付金
		240,000	寄付金、会費
		185,000	寄付金、会費
		140,000	寄付金、会費
		130,000	寄付金、会費
		130,000	寄付金、会費

(2) 支出の生じる取引の上位5者

CA AMOTOWN	カップ下の口		
氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		7,000,000	寄附金
		2,467,280	寄付金
		1,077,700	オフィス使用料、研修委託費
		300,000	寄付金
		300,000	寄付金

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	譲渡資産の内容	譲渡 渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
なし				円	
				H	
				円	
				円	
				円	
				円	
		1		円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容等	貸 付 年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
	_			円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

ハ 役務の提供	共 (加	取り	利用等を含む。)			
取引先の氏名等	法人関	との 係	役務提供の内容等	役務の 提供年月日	対価の 額	その他の取引条件 等
			専門学校相談料	令和6年4月25日~ 令和7年3月25日	49,360 円	相談料支払規程及 び報告書による
			会報誌作成料	令和6年4月1日~ 令和7年3月3日	70,000 円	請求書による
			無料相談料	令和6年11月14日	2,000 円	相談料支払規程及 び請求書による
			被災者カウンセリ ング料	令和7年3月11日	2,000 円	相談料支払規程及 び請求書による
			専門学校相談料	令和6年4月18日~ 令和7年3月25日	75,180 円	相談料支払規程及 び報告書による
			専門学校相談料	令和6年5月9日~ 令和7月25日	45,444 円	相談料支払規程及 び報告書による
			会報誌作成料	令和6年4月1日~ 令和7年3月3日	50,000 円	請求書による
			バングラデシュ 視察 料	令和7年3月26日	200,000 円	請求書による
			専門学校相談料	令和6年11月2日	4,866 円	相談料支払規程及 び報告書による
			被災者カウンセリ ング料	令和6年4月2日~ 令和6年6月8日	8,000 円	相談料支払規程及 び請求書による
			オフィス使用料	令和6年4月1日~ 令和7年3月31日	960,000 円	契約書による
			研修負担金	令和6年4月1日~ 令和7年3月31日	117,700 円	契約書による
			専門学校相談料	令和6年11月3日	5,400 円	相談料支払規程及 び報告書による

3 寄附者に関する事項 [④寄附者(役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額

が 20 万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏	名	寄	附	金 額		受領年	三月 日
				10,0	00円	令和6.	4.14
				10,0	00円	令和 6	.5.6
				10,0	00円	令和 6	.6.6
				10,0	OO [H]	令和 6	.7.6
				10,0	00円	令和 6	.8.6
				100,0	00円	令和6.	8.12
				10,0	00円	令和 6	.9.6
				10,0	00円	令和6.	10.6
				10,0	00円	令和6.	1 1.6
				10,0	00円	令和6.	1 2.6
				10,0	00円	令和 7	.1.6
				10,0	00円	令和7.	1.13
				10,0	00円	令和 7	.2.6
				10,0	00円	令和 7	.3.6
					円		
 					円	•	•
 					円	•	•
 					円	•	•
 					円	•	•
					円	•	•

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、 ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の 親族又はこれらの者と特殊の関係にある者 (注1) (以下「役員等」という。) に対する報酬 又は給与の支給について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と 特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
 - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
 - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏	名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の区分	支給期間等	支 給 金 額
				給与	令和6年4月1日~ 令和7年3月31日	399,000 円
				給与	令和6年4月1日~ 令和7年3月31日	818,400 円
				給与	令和6年4月1日~ 令和7年3月31日	603,000 円
	-					
				_		
				_		

(注2) 注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間 令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日

給	与	を	得	た	職	員	の	総	数	左	記	の	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額		
								0	人								_						0円	

5 支出した寄附金に関する事項[⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の目的等	支出した寄附金
		別紙のとおり		
		·		
	合 計			

7 海外への送金等に関する事項(その金額が200万円以下の場合に限る。)[⑦200 万円以下の海外へ の送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

実	施	日	使	途	金	額
			別紙のとおり			
	•	•				
	•	•				
	•					
	•	•				
	•					
	•					
	•	•				
	•	•				
						·

別紙①5 支出した寄附金に関する事項

支出年月日	支出先の名称	所在地	寄附の目的等	支出した寄付金額(円)
令和6年4月29日			遺児支援	¥ 15,000
令和6年5月27日			遺児支援	¥ 15,000
令和6年6月12日			バングラデシュ 支援	¥ 2,000,000
令和6年6月27日			遺児支援	¥ 15,000
令和6年7月22日			ハイチ支援	¥ 1,268,320
令和6年7月29日			遺児支援	¥ 15,000
令和6年8月27日			遺児支援	¥ 15,000
令和6年9月27日			遺児支援	¥ 15,000
令和6年10月11日			子ども支援	¥ 300,000
令和6年10月11日			子ども支援	¥ 300,000
令和6年10月28日			遺児支援	¥ 15,000
令和6年11月12日			バングラデシュ 支援	¥ 2,000,000
令和6年11月27日			遺児支援	¥ 15,000
令和6年12月27日			遺児支援	¥ 15,000
令和7年1月27日			遺児支援	¥ 15,000
令和7年2月25日			ハイチ支援	¥ 200,000
令和7年2月26日			バングラデシュ 支援	¥ 3,000,000

令和7年2月27日		遺児支援	¥	15,000
令和7年3月17日		ハイチ支援	¥	1,198,960
令和7年3月27日		遺児支援	¥	15,000
	,			
		:		
				121 2 2 141 - 1 - 4
	숌 화		¥	10,447,280

別紙②6 海外への送金等に関する事項

実施日	使 途	金	額(円)
令和6年 6月12日	バングラデシュ支援 バングラデシュ教育・女性・母子支援事業、学校・病院維持 費用として	¥	2,000,000
令和6年 7月22日	ハイチ支援 ハイチ医療センター運営 費 用として	¥	1,268,320
令和6年11月12日	バングラデシュ支援 バングラデシュ教育・女性・母子支援事業、学校・病院維持 費用として	¥	2,000,000
令和7年2月26日	バングラデシュ支援 バングラデシュ教育・女性・母子支援事業、学校・病院維持 費用として	¥	300,000
令和7年 3月17日	ハイチ支援 ハイチ医療センター運営 費 用として	¥	1,198,960

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名 特定非営利活動法人こころのビタミン研究所

3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び 帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

項 目 最も人数が多 最も人数が多い「特定の法 割合 割合 い「親族等」の 人の役員又は使用人であ 役員数 グループの人 る者及びこれらの者の親 (2)÷(1)) ((()÷(1)) 族等」のグループの人数 数 3 (5) 2 ① 4 区 分 令和6年4月1日~令和7年3月31日 2人 22人 9% 5人 22.7% **(b)** 年月日~ 年月日 人 人 % 人 % 年月日~ 年月日 人 % % 人 人 年 月 日~ **a** 年月日 人 人 % 人 % **(e)** 年月日~ 年月日 % % 人 人 人 申 % %

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転配してください。
- (注2) ③及び④については、小教点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33. 333…% → 33. 3%

各社員の表決権が平等である	a	6	©	@	e	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

項		<u>a</u>	D	©	@	e	申請時
会計について公認会計 を受けている	土又は監査法人の監査	はいいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はいいえ
帳簿書類の備付け、取引 保存を青色申告法人に対		はいいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい	はい ・ いいえ

(世) 該当する項目をOで囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

_

項 目	a	6	©	@	e	申請時
費金が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の 記載がある等の不適正な経理の有無	有·無	有∙無	有・無	有 • 無	有 • 無	有 • 無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

		「配足至半寺アエツン衣」(第3衣/礼献	>m
項	目	記載要領	注意事項
イの各欄		区分欄の「②」から「②」欄には、実績判定期間の各事業年度(又は各年)を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄		該当する一方を「〇」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款(又は会則)第〇条に正会員の表決権(又は議決権)は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
八の各欄		該当する一方を「〇」で囲みます。 なお、「②」から「②」については、上記イに記載する各 期間(「③」から「②」)を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査 法人の監査を受けている」の「はい」 に「〇」した場合には監査証明書を孫 付してください。 ② 「帳簿書類の保存を青色申告法人に準 じて行っている」の「はい」に「〇」 した場合には、第3表付表2「帳簿組 鎌の状況」を記載し添付してください。
二の各欄		該当する一方を「〇」で囲みます。 なお、「@」から「@」については、上記イに記載する各 期間(「@」から「@」)を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費金が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費金が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

役員の状況

第3表付表1

法人名 物定井営和経動法人こころのピタミン研究所	a	6	©	@	e	申請時
役 員 数	22 人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの 人数	2人	人	人	Д	Д	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は 使用人である者並びにこれらの者の親族 等」のグループの人数	5人	人	Д	Д	人	Д

						•				
			役員	の内	訳					
nt. b	4+ =c	With As	6daki:AA			į	就 任	等の	状	況
氏名	住所	職名	続柄等	a	Ф	©	@	e	:11	就任・退任年月日
栗原弘美		理事		0						平成13年11月27日就任
栗原英彰		理事		0						平成14年6月1日就任
吉田真美		理事		0						平成13年11月27日就任
村田達義		理事		0		••••	••••			平成13年11月27日就任
吉永京子		理事		0					•	平成13年11月27日就任
中野隆一		理事		0						平成14年6月1日就任
祢津都 子		理事		0					***	平成20年12月12日就任
徳富隆子		理事		0		•		*******	•	平成20年12月12日就任
湯田佐恵子		理事		0		••••				平成20年12月12日就任
磯ヶ谷ふき子		理事		0						平成20年12月12日就任
磯田江利子		理事		0						平成20年12月12日献任
中野京子		理事		0						平成24年4月1日就任
榎本泰基		理事		0						平成26年6月1日就任

١	 		 	 	
,					
矢 野 貴之	監事	0	 		平成26年6月1日就任
鷹野治夫	理事	0	 	 	 平成30年6月1日就任
神山由美	理事	0			平成30年6月1日就任
五十嵐範子	理事	0			平成30年6月1日就任
鳥居ひとみ	理事	0		••••	平成30年6月1日就任
吉野泰江	理事	0		 	 平成30年6月1日就任
阿部真理	監事	0		 	 平成30年6月1日就任
大野佳子	理事	0		 	 令和6年6月1日献任
横井 恵	理事	0			令和6年6月1日献任

法人名特别	定非営利活動法人こころのビタミン研	形所		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間	
総勘定元帳	会計ソフト (弥生会計) 使用 ルーズリーフ	月1回	7年間	
仕訳帳	会計ソフト (弥生会計) 使用 ルーズリーフ	月1回	7年間	
現金出納帳	エクセル 使用 ルーズリーフ	随時	7年間	
賃金台帳	エクセル・Word 使用 ルーズリーフ	月1回	7 年間	
入金伝票・出金伝票	単栗使用	随時	7年間	
			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	

(記載要領)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単栗」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名 特定非営利活動法人こころのビタミン研究所 5ェック欄 4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと

- 口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人 と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人 の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上 記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- 二 実績判定期間における受入密附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

1

項目	a	©	©	@	©	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、 び信者を教化育成する活動	有一無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、 はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職 ある者又は政党を推薦し、支持し 又はこれらに反対する活動	1 . /.)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

口

項目	a	(b)	©	a	e	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその 活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支 給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過 大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給 に関して特別の利益の供与の有無	有無	有・無	有・無	有∙無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産の その譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の 譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の 譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有無	有•無	有·無	有∙無	有·無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営 に関して特別の利益の供与の有無	有無	有·無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公 職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

- ・ 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)(ハ及び二)」の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名 特定非営利活動法人こころのビタミン研究所

チェック機関

5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれ をその事務所において閲覧させること

/

- イ 特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は 居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他
 - 一定の事項等を記載した書類
- へ 助成の実績を記載した書類

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこ 同 意 れをその事務所において閲覧させることに同意する。 する。 しない ※閲覧に関する額則(社内規則)等がある場合には、その額則(社内規則)等を派付してください。 ① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人 以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) 1 ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し) ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの 各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類 п 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ハ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 = 次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれら の者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法 朩 人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄 附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(bに係る部分を除く。) b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

- 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名 特定非営利活動法人こころのビタミン研究所

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員 名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること

チェック標

特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無

a	1	©	@	e		
有 • 無	有 • 無	有 · 無	有・無	有 · 無		

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと

チェック欄

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無

a			(b)			©			(©		申請明		時
有・(無	有	•	無	有	٠	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無

② 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に配載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過し 「チェッス ていること

チェック機

事業年度	月	日~	月	B	設立年月日	年	月	Ħ
					•	-		

- · 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法 第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ㅁㅣ

暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

欠格事由チェック表

法人名 特定非営利活動法人こころのビタミン研究所 チェック欄 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人 は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消され た場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特 例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しな ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 (注1) 若 しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、 罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 . 暴力団の機成晶等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認 定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並び に関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定 を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定 有・無 特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でそ の取消しの日から5年を経過しない者の有無 Þ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 有・無 5年を経過しない者の有無 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは 刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に 有・無 関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受 けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無 = 有・無 暴力団の構成員等の有無 2 はいくいえ | 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 はいくいえ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 4 はい・(いえ) しない法人 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上**記4に係る所轄税務署長等**から**交付を受けた新税証明書** 深什 「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること 春類 ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること ※役員報酬規程等提出書には添付不要 5 はいくいいえ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 次のいずれかに該当する法人 1 暴力団 はい・へいえ

はい(いいえ)